

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月14日（水）

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

元木委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

県の税収がまた減ったと思います。これからの県財政は本当にますます厳しくなるし、その上に新型コロナウイルス感染症があって今年もまた減るのではなかろうかと思っております。今後とも御努力をお願いしたいと思っております。

私は、税収の未収金についてお尋ねをします。

この資料にもありますように、6億円余りの未収額があります。毎年このぐらいあるのではなかろうかと思っておりますけれども、併せて不納欠損額1億5,000万円についても、状況と今後のこの未収金の削減方法についてお尋ねいたします。

賀原税務課長

それでは順に説明させていただきます。まずは、不納欠損額から説明いたします。

令和元年度の不納欠損額につきましては総額で1億5,645万円になっておりまして、そのうち県税が前年度より4,078万円増の1億3,799万円、税外収入が1,604万円増の1,845万円となっております。県税が約9割を占めておりますので、以降は県税について御説明させていただきます。

不納欠損額で増加した主なものは法人事業税が3,729万円増の5,288万円、法人県民税が748万円増の1,038万円、一方で減少した主なものが自動車税で209万円減の693万円、個人県民税につきましては948万円減じまして5,927万円になりまして、不納欠損額全体の43パーセントを占めてございます。

この不納欠損額につきましては、地方税法上、3種類に分類されております。

一つ目は、5年の消滅時効によるものでございまして、対前年度比で741万円減の5,268万円、二つ目が滞納処分をすることができる財産がないとき、また滞納処分によって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどに滞納処分の執行を停止いたしまして、その状態が3年間継続して納税義務が消滅しましたものが5,403万円増の6,109万円、三つ目、滞納者の倒産などによりまして滞納処分の執行停止を行いました。将来、事業を再開する見込みが全くないなど徴収できないことが明らかである場合に、この執行停止後3年を待たずに直ちに納税義務を消滅させたものが584万円減じまして2,422万円となっております。

このうち、県が賦課徴収いたします県税の不納欠損額は7,872万円ございまして、全て

国税徴収法に基づく財産調査や生活状況の把握の結果、滞納処分の執行停止を行った上で不納欠損に至ったものとなってございます。

法人事業税と法人県民税の不納欠損額が前年度と比較して大きく増加しましたのは、滞納法人1社によります大口滞納事案による不納欠損が発生したからでございます。この大口滞納事案につきましては差し押さえるべき財産が存在せず、また滞納法人は既に廃業し、登記上の会社法に基づく休眠会社のみなし解散とされておりましたことから、平成29年3月に滞納処分の執行を停止、その後も財産調査を継続したものの差押えが可能な財産はなく、その状態が3年間継続したことによりまして、令和2年3月納税義務が消失したものでございます。

令和元年度におきましては、滞納処分の執行停止が行えないまま5年の消滅時効を迎えた案件はありませんでしたが、今後とも法に基づく綿密な財産調査や滞納処分に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、収入未済額でございます。

県の税務処理につきましては、適正に課税された県税につきましては100パーセントの徴収を目指さなければならないとの認識の下、日々徴収業務を行っております。

令和元年度の収入未済額は対前年度比で2億1,848万円減じまして、6億632万円になりまして7年連続の減少でございます。この7年間で12.6億円減じてございます。

平成元年度以降で最も少ないことになっておりますが、依然として6億円を超えている状況でございます。この内訳につきましては、県税に係る収入未済額が5億8,548万円、税外収入未済額が2,084万円となっておりますが、県税収入未済額のうち4億2,575万円、率にして約7割を占めます個人県民税の徴収対策は喫緊の課題であると考えてございます。

この個人県民税につきましては、地方税法上、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収を行うものでありますから、従来、市町村に対する徴収支援に取り組んできたところでございます。これまでの主な支援策といたしましては、県と市町村が共同で納税指導等を行う共同催告、税収確保と市町村税務職員の徴収技術向上を図るため、県の税務職員の市町村への短期あるいは長期派遣、大口困難事案を処理する徳島滞納整理機構への側面支援などを行ってまいりました。

これらに加えまして、平成29年度からは県と市町村の税務職員が差押えなどの特定の滞納整理業務を共同実施することを可能といたします相互併任制度を新たに導入し、市町村支援の強化を図ったところでございます。

この結果、令和元年度の個人県民税の徴収率は対前年度比で0.6ポイントアップの97.9パーセントで徴収率が全国第3位、収入未済額につきましては1億3,204万円減となったところでございます。個人県民税につきましては、今後も効果が見込まれるあらゆる徴収対策を講ずるとともに、県が賦課徴収を行う県税につきましても文書催告、夜間電話催告、滞納者宅への戸別訪問などと並行して、早期の財産調査を実施することによりまして、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、真にお困りの納税者の方がいらっしゃいます。これまでも滞納処分を行う際には綿密な財産調査等を行い、滞納者の方の状況を捕捉し慎重に滞納処分を行ってきておりますが、今年度におきましてもこれまで

と同様に慎重なスタンスで取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

今、説明があったように、税務職員の相互併任や徳島滞納整理機構との御努力に対して本当に大変だろうと思いますが、その成果が上がっておると思います。

今も少し話がありましたが差押えはどのくらいあるのですか。

賀原税務課長

すみません。手元にございません。

喜多委員

これから多分、県税も多分減ってくるだろうし、今年は特に極端に減るのでなかろうかということをおもっております。今後とも大変だろうと思いますが、市町村との連携も密にさせていただいて、滞納整理機構も有効に働くように御努力されて、未収金対策、そして不納欠損にならないように御努力をお願いしたらと思っております。

岡本委員

財政の健全化についてです。

まず将来負担比率180.6パーセントです。なぜ聞くかということ黒崎委員も僕もそうだけれど、将来負担比率や公債費比率は鳴門も小松島も大分頑張っているんです。頑張っているのだけれど将来負担比率は鳴門128パーセント、小松島115パーセントですので、それよりはるかに県が頑張っているんです。そのことについて感想を頂きたい。

岡財政課長

岡本委員より、将来負担比率について御質問ございました。

県の令和元年度決算に係る将来負担比率については180.6パーセントとなっておりまして、御指摘がございましたように市町村の将来負担比率と比べるとかなり高いのではないかとこのところでございます。

一般論として、市町村より都道府県のほうが投資的経費が多いことから将来負担比率が、おのずと平均として市町村より高くなるということはあるところでございます。

加えて、全国の比較でいいますと、令和元年度につきましては全国19位の将来負担比率となっております。全県的には中位程度の将来負担比率となっているところでございます。

岡本委員

そんなに高いと思っていないのですが、悪い数字ではないと思っています。

今は19位でそんなに悪くないのだけれど、最近の若い人がどこで住むかというときに、実質公債比率と将来負担比率を見るらしいです。将来、それだけあるのだったらやめておこうとか。だから、もう一回言いますが、決してこれは全国的に見て高い数字とは思っていないのだけれど、どうしたら少し下がりますか。

## 岡財政課長

将来負担比率がどうすれば改善していくのかという御質問でございました。

そもそもの改善状況でいいますと、県においては平成19年度に278.3パーセントの将来負担比率であったものが、基本的に毎年改善しているところでございまして、今年度までに180.6パーセントまで下がっているところでございます。今年度も、前年度から3.8ポイント改善しているところでございます。

将来負担比率については、分母の部分が標準財政規模、分子の部分が将来に掛かる地方債の償還、退職手当の支給となっているところでございます。分母の観点からいえば、標準財政規模を増やすことが将来負担比率を減らすということになりますので、標準財政規模を増やしていくために、地方交付税の充実をはじめとした一般財源の確保を行っていくことが第一でございます。分子のほうにつきましては、地方債の現在高や退職手当の見込額でございまして、投資を減らしていけば将来負担比率というのは減るものと認識しております。

## 岡本委員

将来負担比率が高くなっていくと、先では実質公債費比率も下がるということになるのでしょうか。実質公債費比率11.7パーセントというのも大変努力をされていますが、10パーセント以下がいいと思う。将来負担比率は200パーセント以上にならないように。大体そうなるのだけれど、分かりやすいのは事業をやめればいいとなっていくんでしょうけれど、そうもいかないから、その辺を上手にやってください。

もう一回言いますけれど、実質公債費比率が12パーセント以下で、将来負担比率が200パーセント以下くらいで収まっているようになればいいと思います。

もう一つは、財政構造改革です。

財政収支に関する試算が3年ごとに出ていまして、確か、今年度から3年です。人件費などは、その数字でいくとマイナス1.1と少し減っているのだけれど、多分退職手当が減るから減っているのかと思います。県税も令和元年度の775億円から令和3年度が808億円と令和4年度が811億円となっていますが、これを作った時と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の後とでは大分変わってきたので、まず今作っている財政収支に関する試算3か年というのは、現時点でそんなに触らなくて大丈夫ですか。

## 岡財政課長

岡本委員より御指摘がございましたように、令和2年度からの新たな財政構造改革基本方針を定める上で財政収支に関する試算を行っているところでございます。

歳出の面からいえば、まず新型コロナウイルス感染症の関連で、令和2年度に関しては度重なる補正予算を編成するなど、非常に積極的な財政を行ってきているところでございます。こちらに関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の財源が国から措置されたこともございまして、大きな財政出動とはなっているところではございますが、一定程度、財源については見込みが立っているところでございます。

一方、歳入のほうでございまして、地方税の収入等については、来年度は余り楽観的に

は捉えられないところかと考えております。

総務省から概算要求に当たって、概算要求の仮試算も示されているところでございますが、そういったものも見ながら、来年度予算に向けて一般財源総額の維持を積極的に求めていくことで、基本的には財政収支に関する試算を維持できるように頑張っていきたいと思っているところでございます。

岡本委員

財政構造改革基本方針の中の公共事業費が令和元年度の674億円から684億円が今の当初予算ですが、令和3年度、令和4年度も674億円と同じ額の試算表になっています。3か年の緊急防災・減災事業債というのが来年3月に一応終わることになっているけれど、いい方向でいっているの、いけるという状況と理解をしたほうがいいのですか。

岡財政課長

財政収支に関する試算において公共事業をどのように見込んでいるかという御質問でございました。

この試算については、前提条件としては令和元年度、通年予算をベースに機械的に行ったものでございまして、今後の国の動向や社会経済環境の変化など様々な変動要因が生じるものと考えられるため、試算結果は相当な幅を持ち一定の目安として見るべきものと捉えていただければと思っております。

試算のうち、公共事業については県議会の総意としての御要望を踏まえ、増額予算を確保してきた経緯や今後における県土強<sup>じん</sup>靱化の加速の必要性を考慮し、国の緊急対策の延長を見据えて、令和2年度から4年度の公共事業については令和元年度と同額の674億円としているところでございます。

なお各年度の公共事業予算の編成に当たっては、毎年、年末に発表される国の地方財政対策や公共事業予算等を踏まえた上で、本県の公共投資における経済雇用効果なども勘案し決定するものであり、具体的な規模については各年度の予算編成を通じて決定してまいりたいと考えているところでございます。

岡本委員

財政調整基金残高が令和3年度が90億円で令和4年度が54億円です。これはいけるように思うのだけれど。

岡財政課長

財政調整基金残高について御質問がございました。

財政調整基金につきましては、近年であれば、当初予算時に50億円を取り崩して、年度途中に50億円を積み戻すようなことを行っているところでございますが、今年度におきましては、6月補正において新型コロナウイルス感染症対策を行うために財政調整基金を13億円取り崩しているところです。また、年度途中の積立てに関しては、例年、9月補正予算で行っているところでございますが、今後の新型コロナウイルス感染症対策を見据えて積立てを行っていないことから、例年に比べれば現状の財政調整基金については残高が

減少しているところがございます。

しかしながら、財政構造改革の基本方針におきましても、令和4年末まで財政調整基金を含めた財政調整的基金残高については800億円以上の堅持を目標としていることもございますので、財源確保により一層の創意工夫を凝らすこととともに、執行段階における節減に努めることで800億円以上を維持できるよう努めてまいりたいと考えているところがございます。財政調整基金についても同じような考えであるところがございます。

岡本委員

これも800億円と末広がりな数字がいいから、是非、頑張りましょう。

あと、県土整備部の関係で、補正予算と当初予算は同じ日に議決します。多分来年の2月議会でもそんなことになりそうな雰囲気だけれど、例えば100億円を減らしていくとしたら、同じ日に補正予算で組むのと当初予算で組むのは、どんなメリットがありますか。100億円でいえば分かりやすいと思う。これは難しいんだけど財政的にはメリットもあるよね。

岡財政課長

追加の経済対策に呼応した公共事業について、補正予算でいくべきなのか、当初予算でいくべきなのかについてのメリットという御質問でございます。

補正予算で行うことによって執行時期が早まるというメリットがあると思います。もろもろあると思いますが、今ぱっと思い付くのがそれくらいなのですが、より執行が早まるということで公共事業の効果がより早期に巡っていくのではないかと考えているところがございます。

岡本委員

そうじゃなくて、財源的にどうなるのという話です。だから当初予算でいくとか、補正予算債でいくと裏があるのか。それが課題なんです。それはどうですか。

岡財政課長

御指摘ありましたように補正予算債が活用できれば、より有利な財源で執行することはできるところかと思えます。

岡本委員

大体、今までそうしてきたのです。これは後で県土整備部関係で聞くのだけれど、そのことによってこの3年で少し大変なことになっているのです。補正予算は繰越しができません。同じ日に議決しても当初予算というのは繰越しができるとかできないとかではなくて、もうほとんど繰越しなんです。

そんなことがあって、財政課的には絶対、当初予算にするよりも補正予算がいいんです。でも、現場では大変なことが起こっています。それはあと県土整備部でやります。

もう一つ、お金のほうなのです。

基金が令和2年3月31日現在で1,346億円あることになっています。

5月31日現在では1,296億円で、先ほど言っていた財政調整的基金に限ったら800億円です。それで、1,300億円とか1,200億円とかあるのだけれど、その基金の運用によって出てくる運用益です。それをどういう形でしているのか。一番多くて一番ちゃんと取り崩さないであるのが減債基金なのです。減債基金は、基金運用益が何と2億1,100万円くらいあるんです。この決算書でいくとそうになっています。

先ほど言ったように基金全部で運用益が2億5,547万4,000円となっています。もう一回言うけれど、減債基金は取り崩さないから一番多くて安定している。どこでどういう運用しているのですか。どうして2億1,100万円もあるのですか。

岡財政課長

減債基金の運用状況について御質問がございました。

減債基金に積み立てているものについては、大きくは銀行預託を行っているものと国債、地方債、財投機関債などの債券運用をしているものがあるところでございます。

また、減債基金は、満期一括のタイミングで財源である現金があればいいことから債券運用を行いやすい基金であり、現段階におきまして383億円を債券で運用しているところでございます。この結果として、委員から御指摘がございましたとおり運用益がほかの基金よりは多く出ていると思います。

岡本委員

どこにどれだけ預けて、どういう利率でどういう利息があったのかと聞いているので簡単に言ってください。私が言っている意味は分かるでしょう。決算ですから2億9,100万円の運用益が出てきた根拠が要るんです。特に減債基金のことでも何でもいいですから。

岡財政課長

例えば、今、減債基金の383億円を債券運用しているところでございますが、大きいところではいけば、国債の10年債で81億円、20年債で3億円の運用を行っているところでございます。

国債については買っている年度によって表面利率が違いますので、平成23年度に購入した国債であれば表面利率が1.2パーセントとなっているところでございます。

岡本委員

運用の仕方によったら運用益が結構出てきますよね。383億円のうち10年の国債81億円ですか。383億で2億1,100万円も利息があったということですよ。

昔のことを言ったらいけないのだけれど、昔はこれだけでいろんな事業ができていました。今はできていないんです。もうこれ以上は言いませんけれど、大事なことは、余り冒険はできないけれど、難しいけれどしっかりここでもうけてください。そういうことを要望して、後はやめておきます。

黒崎委員

私のほうからも数点、質問させていただきたいと思います。

徳島県の場合はおよそ5,000億円規模の予算を立てて、それをどう使ったかということについては、外部監査あるいは監査いろんなポジションの方がチェックをして、それで上がってきたのがこの結果でございます。それは数字の世界の話でございます。何の問題もなく上がってきているものだと捉えております。肝腎なのは、予算を執行して、どんなことがどう行われてきたのか、正に議会のこういう議論が大切なんだろうと考えております。予算があってそれを執行することによって、有機的な結果がどう得られたのかという議論がやはり必要だろうと思います。

今日は、経営戦略部関係の令和元年度普通会計決算認定特別委員会でございますので、まず部長さんから令和元年度の決算状況を御覧になって、数字はともかくとして、どのように評価なさるのか、部長さんとしてどう感じておられるのか、易しく分かりやすくお話しいただければと思います。

#### 板東経営戦略部長

前年度の事業執行ということで、監査のほうを通じまして、様々な御指摘、事務のエラー等もありますけれども、適正にやっているだろうということで御了解いただいております。

当部は、県政を動かしていく上で全体の要になるような財政、人事そして管財など、正に総括して推進していくための機能を持っている所です。

行政を執行する上で非常に重要なことといたしますとやはり人材です。我々、県職員数千人のマンパワーが最大限に発揮できる。それから皆さん方にサービスをお届けする財政事情をしっかりと安定させて、効果の高い政策を展開するということが、大きな柱としてあるところです。

余り持ち上げて言いますと手前みそになりますが、そういったところに意を用いてやってきたということからしますと、県職員全体が一丸となってしっかりと行政執行ができる体制の整備に努めてきたというふうに考えております。

#### 黒崎委員

すばらしいお答えを頂きました。私が期待していたとおりでございました。

お金はあるけれども人材がいなければ何の効果も出てこない、有機的な形が現れないということでもあります。人材というのがいかに大切であるかということだと思います。

9月の代表質問において、農業支援センターの人材の育成と、県の人材をどのように求めていくのかというふうな質問をさせていただきましたが、これは県全体の話として人材について議論する必要があるのだろうと思います。

人事課において様々な研修をされたり、あるいは人と人との組合せを考えたり、再任用制度等も検討されたり、いろんなことを工夫しながら人材の育成、登用ということを図られていると思うのですが、どのような取組をされてこられたのかについて御質問を申し上げます。

#### 岡島人事課長

農業支援センターを中心ということになるかもしれませんが、人材の育成の観点



から御質問を頂戴しました。

本県にも職種が様々にございまして、それぞれに専門性が異なってまいります。特に技術職や専門職と言われる技術職員につきましては、日頃より各職場で業務を通じたいわゆるOJT、実地で研修等を行うことによって人材育成を図っていくことが基本的になっております。

例えば、農業支援センターにおきましては、先般、黒崎委員からの代表質問にお答えして、経験年数に応じて必要な技術や知識を有する段階的な研修、あるいは再任用制度のお話もありましたけれども、現場で経験豊かなベテラン職員とうまく協力しながらやっていくという形で、人材育成に努めているところでございます。

人事課として、全体としてはより高度な知識、技術を身に付けるための制度といたしまして、専門能力向上研修という制度がございます。こちらについては、それぞれの職に応じた知識、技術を更にアップさせるための研修制度でございまして、毎年度数名ずつ、昨年度は7名ぐらいでしたけれども、職員に対して大学や国の研究機関、研修機関等に一定期間派遣し、その能力を高めていくというような制度をやらせていただいているところでございます。

各部局において、それぞれ行きたい所やこういう知識を上げたいという御要望もございまして、各部局の御要望も聞きながら人事課として把握し、研修制度を実施しているところでございます。

農業支援センターについては、おおむね研究制度の研修から始まっているところですが、その知識を生かして現在普及センターのほうに配属しているというような実例もございまして、そのあたりの実地研修と併せて研修制度をうまく生かしながら人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

黒崎委員

今御説明いただいた専門能力向上研修の年間7人というのは、農業の分野だけでということですか。それとも全庁に3,000人ほどの職員がいて7名ということでしょうか。

岡島人事課長

こちらにつきましては、全庁で7名でございます。

黒崎委員

全庁で7名ということで人材育成のスピード感はどのようなのですか。少ないという感じがするんです。部が幾つありますか。将来性を考えると、高度な能力の専門性を求めるような職種であればこそ、もう少し重点的に増やすということが必要ではないでしょうか。予算のこともあるとは思いますが、そのあたりはどうお考えですか。

岡島人事課長

黒崎委員の御指摘のとおり、予算の状況も当然ながらあるのですけれども、各部局のほうで今の執行体制と合わせながら一定期間研修のために外に出すこととなりますので、そのあたりのバランスを整えながら研修内容など総合的に考慮した上で、人事課のほうに協

議が上がってくるというようなところでございます。多い少ないという議論もあるかと思えますけれども、そのあたりのバランスを取りながら、現在やっているところでございます。

今後、各部局ともいろいろと情報共有しながらやっていきたいと考えてございます。

#### 黒崎委員

そのバランスを取りながらという言葉に、議員は比較的そうだなと思う人とだまされたと思う人というんです。誠に都合の良いことのように聞こえるのです。

それであれば、私がもう前からずっと言っているのですけれども、再任用制度をうまく使うということを、もう一度真剣に考えていただきたい。やはり人材が足りないということがいろいろな世界で起こってきてます。

例えば、自衛隊の話ですけれども、最近、海上自衛隊が外国にいろいろな形で出動することが増えてきたので、海上自衛隊の事務の部分を陸上自衛隊がやるということが始まってきております。もう既に始まっていると思います。こんな状況で、いろいろな分野で人材が少なくなっている。その中でどうするのかというと本当にこれは知恵なのです。

全てのことに秀でている人間はいないのであるけれども、長い経験があって、人間とどう接すればいいのか、地域とどう溶け込んでいくのかということをやっと分かっていような方々を再任用制度として雇っていただきたい。枠も広げていただきたいと考えています。

その活用ということについてももう一度聞きます。そういう場合に再任用制度の活用枠を増やすということについてはどうお考えでしょうか。

#### 岡島人事課長

ただいま、再任用制度の拡大についての御質問かと思えます。

委員がおっしゃるように、研修制度をいろいろとやっていく中で、先ほど申し上げたいわゆるOJTになると思いますが、再任用職員の知識、経験、技能、人的ネットワークなどを十分、次世代に継承していくというような意味で、再任用制度は非常に有効な制度であると考えているところでございます。

そもそも雇用と年金の接続というような形で再任用制度ができているところですが、令和2年4月1日現在、知事部局においては144名を再任用職員として任用させていただいているところでございます。もちろん、その方のいろいろな知識や経験を生かすというようなことで、定年退職前におられた職場を中心に、あるいは経験した職場を中心に配属させていただいているところでございまして、所属長などのアンケートからも若手への知識の継承というような点で非常になくはない存在だという御意見もあり、非常に円滑にいつていると認識しているところでございます。

#### 黒崎委員

我々議員もこうやって何となく委員会に出席しているようですが、先輩議員がどんな話をなさるのか、どんなテクニックで、どのようなことで人の心をつかんでいくのかというのを横でじっと見て、十数年間にわたって会得してきました。人の話を聞いたり見たりす

るというのはすごく大事なことなのです。

徳島県庁の若い職員さんにも、先輩方のそういう後ろ姿をしっかりと見せていただけるように努力してください。努力しなければいけないことはいろいろな分野でたくさんあるのですけれど、やはり人づくりということが一番大切だと私は思っております。

したがって、職員の能力を高めていくということについては、これからも大いに努力を払っていただきたいと思います。

また、農業支援センターの話をしたついでに、農業支援センターを更にレベルアップする意味でも、特に農家の担い手、特に若い担い手さんは農業支援センターに期待するところは大変大きいのです。それは何回か農業支援センターを回ってみてよく分かったことです。農業支援センター自体のことを質問しようと思って回ったのですけれど、結果的に、大事なのは農業支援センターの人づくりだなと思いました。当初思っていたことと違う代表質問になってしまったのですけれど、人づくりに全力を傾注していただきたいと思います。

そんな中で農業支援センター自体を強化していくという考え方、人材をそこへ充当していくなど、いろいろな分野の方がおっしゃると思うのですけれど、農業支援センターに限ってのお話として考えていただいて、農業支援センターの人材を更に分厚くしていくということについてはどうお考えでしょう。

#### 岡島人事課長

農業支援センターの組織の強化について御質問を頂戴しました。

農業支援センターは、普及所とか普及センターと言ったほうが御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、普及指導業務を担っている所でございます。

平成13年度に本来の研究を行う各研究所と農業支援センター、いわゆる普及の所を一元化し、農林水産総合技術センターが設置されました。さらに、平成17年度に、正に担い手を育成する農業大学校をセンターに加え、農林水産総合技術支援センターに改組したという経緯がございます。

このことによりまして従来の研究部門、研究成果を実質的な普及指導につなげるというようなことと併せて、担い手育成の実施機関である農業大学校を加えて、研究、普及、教育と一元的な推進体制が確立したところでございます。

さらに、先ほど委員がおっしゃったように、農林水産総合技術支援センターと担い手をつなぐということで、農業にも技術的な高度化のニーズがあるということを考慮いたしまして、高度技術支援課という非常にレベルの高い普及指導業務に対応できるような部署を設置し対応しているところでございます。

組織についても、不断の見直しをしていくということでございますし、担い手の方を中心に、県民の皆様から一定の御評価を頂いているとお聞きしますが、更にこういうところをビルドアップしてはどうかということを農林水産部と協議しながら、今後とも組織の面での工夫を続けてまいりたいと考えてございます。

#### 黒崎委員

高度技術支援課は、平成27年度か平成28年度かどちらか忘れたのですけれど、それぐら

いの年に委員会でもいろいろ議論して作ったところであります。我々も期待しておるところですので、更にあれから数年たっています。いろんな結果も出ていると思います。そういったことを基に、更なるその役割を充実させていただきたいと思えます。

いずれにしても人材ということが徳島県にとっては一番大切なことだと思えます。しっかりと育成していただきたいと思えます。

最後に、部長一言、人材について言ってみてください。

#### 板東経営戦略部長

全てにおいて人が行政の仕事というのをやるものですから、特に、農業の現場も御存じのとおりICTやスマート農業の導入など、きゅうりタウン一つをとっても、従来の営農のスタイルとどんどん変わってきているというのが現状です。ということは先進的なことも積極的に取り入れていくというアグレッシブな人材が必要になってきますから、そういう環境を与え、かつ、しっかりと取り組んでもらえるような人材の育成に積極的に取り組んでまいりたいと思えます。

#### 黒崎委員

期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

引き続き、もう1点だけです。

監察局になると思うのですが、内部統制のことについてお伺ひしたいと思えます。

始まったばかりでございまして、我々のところに報告書として返ってくるのは来年と聞いておりますが、現在、どのように進められてきているのか、進行具合を確認という意味で聞かせていただければと思えます。

#### 酒巻監察局次長

黒崎委員から、内部統制の現在の状況について御質問がございました。

内部統制に関しましては、本年度、令和2年4月1日から地方自治法の改正により施行されたものでございます。私ども行政が事務を執行する上でのリスクを管理していく、対応策をとっていかうということございまして、推進部局としては経営戦略部で、実際に取り組むのは全所属という形になっております。

監察局としましては、それぞれ所属が取り組んだ結果につきまして客観的に評価をしていくという形でございます。昨年度末から推進部局を中心に内部統制の業務が進んでおりまして、私どもが承知しておりますのは、昨年度末に全庁で財務事務に関するリスク識別評価シートにより財務事務を行う上のミスの可能性のあるものを拾い出して、影響が大きいもの等をリストアップするという作業を全所属で行い、これを推進部局で取りまとめておりまして、現在、各所属が当該シートに記載した内容について自己評価の作業を依頼している段階でございます。

先ほど黒崎委員から来年度というお話がございましたが、令和2年度の財務事務の執行状況を評価するわけでございますので、基準日が今年度末、令和3年3月31日でございます。新年度に入りまして最終的な自己評価が出てきて、それに対しまして監察局で独立評価を行いまして、その後、監査委員に審議していただきまして、正式に議会に令和2年度

の取組状況を御報告させていただくというようなところでございます。

今、全庁的に取り組まれて、評価部局としても、現在、中間的なところでございますけれども、準備を進めているという状況であります。

黒崎委員

今の状況はよく分かりました。

我々議員も提出される報告書をきちんと読み込めるように勉強しておきたいと考えております。

仁木委員

何点か質問させてもらいたいと思います。

先ほど、基金の運用の話をしていただきました。例えば債券や預金などで運用しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で国債の発行が進んでおったり、紙幣の流通量が増えて供給量が増えていたりする中で、現物というのは値上がりが非常に大きく、また値下がりも少ない、換金性が高いということで安定しているというところもございません。法的には金での基金の運用というのは可能なのかどうなのかということをお勉強のために教えてください。

岡財政課長

基金の運用につきましては、地方自治法第241条第2項の規定により各基金の設置条例で定めるそれぞれの目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとなっております。可能性としてはもしかしたらあるのかもしれないのですが、余り自治体が金で運用しているというのは聞いたことがないところでございます。

仁木委員

いずれにしても現物でございますから可能性はあるのではないかと考えております。一つの投げ掛けというか、こうしたらどうですかというのではなくて、一つの刺激としまして質問してみました。

続いて、債権のほうに移りたいと思います。

債権は資産勘定になると思うのですが、決算を見てみますと172億円程度の債権がございまして、この債権というのはどういった状況にあると分析をされているんですか。いわゆる不良債権化していないのか、また債権をどのように今後資産として信ぴょう性を担保していくのかというところをお聞かせいただければと思います。附属書類の279ページです。

岡財政課長

一般会計に属する債権になるので、基本的にはそれぞれの所属で管理しているということになるかもしれないです。

仁木委員

資産として全体的に把握されないのですね。それぞれの所属でということなのですね。別にいいんです。それならそれで結構です。

続きまして、先ほどの岡本委員の御質問の中で将来負担比率についてあったと思うのです。将来負担比率を減らしていくためには、一般財源を増やす、いわゆる固定費や投資的経費を縮小していくというような御答弁であったと思います。

一般財源を増やすということについて、どうしていったほうがいいのか。地方交付税も一般財源になっていますから、国からもらえるものを増やしていくということも大事な努力だろうと思います。いわゆる自主財源の一般財源について、市町村においては法人住民税、固定資産税というところで自主財源が賄えています。この部分は例えば、定住を促進する、住宅を増やしていく等々の施策によって増やすことが可能になってくると思うのですが、県税では、どこの部分に伸びしろであるかというところにフォーカスすることが大事ではないのかと思います。政策によって伸びしろがあるような税の項目にはどういったものがあるのか、教えていただきたいと思っております。

#### 賀原税務課長

実際のことを申し上げますと、個人県民税と法人県民税、事業税、地方消費税で約75パーセントを占めています。また、最初に申し上げた個人県民税は、市町村と同じで個人住民税の一つです。あとは法人県民税、事業税ですから、法人の本社などが来たりしたら分割基準などが大きくなって増える可能性はあると思います。

地方消費税については清算ということがございますし、それは全国的な話でございますので、余り影響はないのかなというようなところでございます。

#### 仁木委員

国からの依存財源には交付税などいろいろなものがあると思うのですが、それは項目が増えていきます。額以外にもパイも増えていく可能性がある。

今の税項目の中での分析があったと思うのですが、税のパイが増えるもの増えないものを含めていろいろと投資をした上で、いわゆる課税が今後どう進んでいくのかということも見越して、新たな事業に対する投資が必要な観点ではないのかということがございまして、その点を少し述べさせていただきたいと思ひまして質問させていただきました。

最後ですが、少し気になっておりますふるさと納税でございます。

歳入歳出決算説明書の47ページ以降にふるさと納税についてあるのですが、ふるさと納税として寄附を受けた金額と、それと支出した金額に1年の時間の差があるのは分かるのですが、対前年を差し引いた実態が実際どうなのかというのが分かりませんでしたので、どのように分析されているのかをお教え願いたいと思うのです。

（「ふるさと納税は、政策創造部が所管になります」と言う者あり）

部が違いますか。失礼いたしました。

また、それはその所管で聞かせていただきたいと思ひます。

#### 立川委員

先ほど、岡本委員から運用益の話がありまして、仁木委員からも金で運用できるのかという話がありました。少し余談になるのですが、僕が子供の頃、30年以上前になるかと思うのですが、どこかの地方で目玉にと言って100キログラムの金を買ったと聞いて、触りに行った記憶があるんです。あの時、その金は1億円と言われていたのが、今は6億円ぐらいになっているので、先見の明があったのかなど。

僕からは新人議員らしい質問をさせていただきます。

A Iを活用した全庁総合F A Qシステムの構築事業というのがあるのですが、これは一体どういうものなのかというのをまず説明していただけないでしょうか。

脇田スマート県庁推進課長

A Iを活用した全庁総合F A Qシステム構築事業について御質問がございました。

A I・F A Qとは、文章で質問しますとA Iが適切な回答を返すシステムでございまして、質問と回答をあらかじめ職員が作成してシステムに登録しておくことで、A Iが質問文を解析して登録された複数の回答の中から最適な回答を選択し、質問者に返す仕組みになっております。この回答結果が適切かどうかというのを、その都度学習させることによりまして、より精度の高い回答を返す仕組みとなっております。

このA I・F A Q導入の背景といたしましては、昨今セキュリティの強化等で職場のコンピュータ環境が複雑になっておりまして、当課に対する問合せの電話が増加し非常に負担になっていました。そのため、問合せ業務の自動化を図ること、それからほかの業務においても人事異動時の引継ぎや新しい業務の習熟に時間を要するなど、一時的に事務執行の機能が落ちることに対応するために、このA I・F A Qを使って対応していこうということで、この事業を実施させていただいております。

立川委員

最近、とにかくデジタル化が叫ばれておりますけれども、黒崎委員からもありましたが、A Iを使うことで人手不足を補うというメリットもあるかと思えます。

勘違いしてほしくないのはA Iを使ったら全てが便利になって効率化が進むわけではなく、A Iを使ったら必ず1足す1が2になるように増える答えになるわけではないので、実績というか成果が伴わなければ、どれだけデジタル化しても意味がないと個人的には思っています。

予算が1,750万6,000円となっているのですが、この予算の内訳を教えてください。

脇田スマート県庁推進課長

1,750万6,000円のうちシステムの構築費用として1,738万円、残りの12万6,000円については事務費となっております。

立川委員

システムを組まれたということで、実績や成果はあるのでしょうか。

### 脇田スマート県庁推進課長

実績にですけれども、このシステムは職員を対象として県のグループウェア上に構築しております。現在は行政パソコンネットワークに関すること、テレビ会議の使い方、県のホームページ作成システムの支援に関することなど6項目について稼働いたしております。本年2月に運用を開始しております。9月末までで約7,600件の問合せがございまして対応いたしております。月によってばらつきはあるのですが、平均すると月1,000件程度、主にパソコンやネットワークに関する問合せが多く、職員の方に利用されているというような状況でございます。

AI・FAQによって、問合せの業務がどのくらい削減されてどのくらい効果があったかということについて数値化はまだできてはいないのですが、年度初めに電話がたくさん掛かってくるのですが、このシステムの利用を始めて幾ばくかは軽減されたというような印象は持っております。

年度初めやシステムを公開した時というのは問合せが増えまして、当課も電話がつながりにくかったり、メールで問合せいただいてもすぐにお答えを返せないような場合もあるのですが、このシステムを利用して求める答えにたどり着いて自分の力で素早く解決できたというような声もお聞きしているところでございます。

今後も、このAI・FAQシステムにつきましては、質問や回答の登録を充実させながら、広く職員に対して周知を図って利用促進を図ってまいりたいと考えております。

### 立川委員

確かに、結果は時期にもよると思います。

お金を掛けてこのシステムを作った出来上がったのはいいけれども、システムの維持や改修にもお金を掛けなければいけないと思いますので、費用対効果ばかり言うのではないのですが、本当に人手不足の足しになる、効果があるシステムの運用をしていただきたいとお願いして終わります。

### 扶川委員

最初に県の公有財産について伺います。県としてこれを網羅する台帳は持っておられるのでしょうか。

### 戸井施設最適化室長

扶川委員より、公有財産を網羅する台帳はあるのかという御質問を頂きました。

公有財産の管理につきましては、当該財産を所管する財産所管課におきまして台帳を整備することとなっております。

管財課におきましては、いわゆるインフラを除いたものにつきましては公有財産表を作成しております。これに基づきまして、道路、河川、海岸を除きました公有財産の状況、その推移につきましてお手元にごございます歳入歳出決算審査意見書に面積の一覧を記載し、前年度との比較などの推移につきましては附属書類のほうになりますけれども、財産ごとに記載して公表しているところであります。

それに加えて、新公会計制度の導入に当たり、固定資産台帳の整備と統一的な基準



による財務諸表の作成が必要となったことから、公有財産等管理システムを整備いたしました。従来の公有財産台帳は基本的には数量をメインとした財産の管理が主眼となっており、金額情報などが必ずしも記載されておりませんでしたし、個別法のいわゆるインフラの道路や河川の部分についても記載がありませんでした。

公有財産等管理システムは固定資産台帳を集計するものではございますけれども、従来の台帳に加えまして、インフラ資産も含めました管理が可能となり、財務諸表の作成に必要なデータの集計が可能となりました。

このシステムにより、それぞれ財産所管課において固定資産台帳を整備し、管財課においてそれを集約し、財務諸表の作成に必要な土地や建物、工作物、船舶などの区分ごとに集計を行いまして、附属明細書としてホームページなどで公表しているところでございます。

#### 扶川委員

県土整備部のほうにも聞いたのですけれど、どうもきちんとそういう台帳を持っていないという話でありました。またこれは整備される途上にあるということなのでしょうか。

例えば、今回の新ホール整備について、一体、県青少年センターはどのくらい価値があるのだろうか、郷土文化会館はどうなのだろうかということ踏まえて、知事がしようという施策に対して我々も議論するし、県民の方もそれについて意見が言えるわけです。こういうものというのはもう既にどこかの台帳にきちんと載っているわけですね。

#### 戸井施設最適化室長

先ほど申しましたように、それぞれ所管する財産所管課におきまして、台帳の整備を含めます公有財産の管理を行う体制をとっております。これまでも旧文化センター跡地の関係につきましても、財産所管課において対応してきたところでありますので、県土整備部のほうで問い合わせいただきたいと考えております。

#### 扶川委員

新ホール整備に関しては県土整備部ではないのですけれど、旧文化センター跡地に関しては県の都市計画課が所管しているのでそこで聞いたのです。県土整備部も全体で金額まで入ったきちんとした台帳を持っていないということです。

徳島県公有財産取扱規則によると、県の公有財産台帳には分類、種類、種目、用途、所在地、価格、数量、沿革、その他などを電子的記録で記録するとなっています。普通財産については、経営戦略部長が所掌し、財産事務の総括は経営戦略部長が公有財産の効率的な運用又は取得管理及び処分の適正を期するため公有財産に関する制度を整え、事務を統一し、その増減、現在高及び現状を明らかにし、その他必要な調整をしなければならないとなっているわけです。それぞれ所管課に聞いてくださいでは、例えば我々の家庭や企業もそうですけれど、全体として家計がどうなっているのか、企業の会計がどうなっているのかということ議論できないじゃないですか。やはりここは経営戦略部長のレベルで今そういうシステムができつつあるのであれば、きちんと議論できるような仕組みを作っていただきたいのですがいかがですか。

戸井施設最適化室長

繰り返しになりますけれども、不動産につきましては、特にそういった過去の履歴であったり、現場からある情報等を財産所管課において保持しているところでございますので、そういった管理するための台帳については、財産所管課において把握し整備していくものと考えているところであります。

扶川委員

徳島県公有財産取扱規則では、確かにその所管課に扱わせることができるとなっておりますけれども、所掌は経営戦略部長でしょう。第8条に財産事務の総括というのがあって、事務を統一し、増減や現在高及び現状を明らかにし、その他必要な調整をしなければならぬとなっているじゃないですか。各所管課に任せることはできるけれども、総括するのは経営戦略部でしょう。管財課に全てやれと言っているのじゃないんです。経営戦略部としてどうなのですか。

戸井施設最適化室長

徳島県公有財産取扱規則におきましては、財産事務の所掌はそれぞれの財産所管課において行うことになっており、基本的にはそういった個々の財産の管理につきましては、それぞれ財産所管課において対応すべきものと考えております。

扶川委員

だから総括をどうするのですかと言っているのです。個々の財産の管理は分かっています。そういうデータを集めて経営戦略部で総括しないといけないでしょう。それはどうするのですか。

戸井施設最適化室長

総括につきましては、最初に述べましたように、いろいろな公有財産に関する調査や公表すべき数値につきましては管財課において整理しているところでありますので、また公有財産に関する会議等におきまして、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

具体的に、また後で結構ですので、何をどのように総括して管理しているか資料を頂きたいと思います。既にこの決算書類の中に入っているのだったらそれを教えてください。

以前、管財課に徳島市の文化センターに関連してお尋ねしたことがありました。県の財産で無償譲渡されたりしている財産はほかにもどこがあるのですか、それは登記はちゃんとできているのですかというようなことをお尋ねしたことがあります。その時調べていただいた事がずっと出てこなければいけない。それが総括するということだと思います。

そういうシステムを作っていただきたいということをお願いして、次のことをお尋ねしたいと思います。

税金の徴収です。会計課にも聞いたのですが、こちらで議論しないといけないと思うの

ですが、滞納処分についてです。

地元で年金に対して滞納処分を掛けられて差押えされたという相談を受けました。本人の同意をちゃんと取っていなかったのが、これは人権侵害だということで指摘をさせていただいたのですが、こういうことがあってはならないと思うのです。

同意があれば年金については生活保護費と違って差押えも可能とは聞きました。

今、どのくらい県税があつて年金の差押えの件数、金額がどのくらいであるかと、あるいは徳島滞納整理機構が行っている分がどのくらいあるかということとは分かりますか。

#### 賀原税務課長

徳島滞納整理機構が行った滞納処分案件は把握しておりませんので、県税が滞納となった場合の一般論でお答えさせていただきます。

県税が滞納となった場合、県税収入及び税の公平性を確保するため、文書催告や夜間の電話催告、納税者宅への戸別訪問などを行いまして、自主納付を促すとともに並行して財産調査を行っておりまして、自主納付が見込めない方等につきましては、差押え等の滞納整理を行ってございます。

この差押えは、地方税法や国税徴収法等の関係法令に基づきまして実施しておりますが、給与、年金等につきましては、受給者の生活保持の観点からその全部又は一部の差押えが法令により禁止されているところでございます。

御質問の年金の差押えにつきましては、年金そのもの、年金が振り込まれた預金口座いずれの差押えも可能となつてございまして、年金そのもの場合には納税者の方の家族構成により定まる一定金額、1月当たり納税者本人でありましたら10万円、納税者と生計を一にする親族一人につきましては4万5,000円の合計額を超える場合に限りまして、その超える額の8割を限度として差し押さえることができます。

預金の場合につきましても、ふだんの残高がほとんどなく年金のみが振り込まれているような預金口座でありましたら、実質的には差押禁止財産と同じに見る必要がございますので、そのような場合には納税者の方とその家族構成により定まる一定金額等を考慮して差押えを行っている状況でございます。

そして、国税徴収法には差押禁止財産の例外規定がございます。納税者の方の承諾がある場合には、その承諾の範囲内で禁止の限度額を超えて差押えが可能となっておりますが、このような場合におきましても一律に強制的に行うのではなく、納税者の方の今後の生活状況と納税意思を尊重する観点から、根拠を示した上でできる限り納税者本人と話し合いまして、承諾後に差押えを行うなど、決して強制的に差押えを行っているわけではございません。

なお、文書催告、夜間の電話催告及び納税者宅に訪問して、納税者の方へアプローチを行い、できる限りしっかり説明するようにはしておりますが、中には文書催告、電話催告等を行いましても応答がない場合がございますし、できる限りしっかり説明させていただいても分納しないとおっしゃる方もいらっしゃいます。

そのような場合には法に基づき、預貯金の履歴調査を実施するとともに、差押禁止財産の有無等を判断した上で、慎重に差押えを執行しているところでございます。

また、真に納税が困難な場合など、納税者の方に一定の事由がある場合は滞納処分の執

行停止など納税を緩和する制度も規定されておりますので、そちらの制度も活用しているところがございます。

このような運用を行うことによりまして、県税収入及び税の公平性を確保しつつ法令を遵守し、無理な徴収とならないよう配慮しているところがございます。今後とも適正な徴収、業務の執行に努めてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

御説明丁寧にあありがとうございました。

限度額があって、ある一定以上収入がある方は同意なしでも差押えができる。私が申し上げたのは、それを割っているのに同意が必要な場合、要するにそれよりも少なくても同意を得なければ差押えをしてはいけないということになっているのに、本人にその説明をせずに滞納処分をしていた例があったのです。

徳島滞納整理機構に掛かっていて、それが市町村に戻ってきて、市町村のほうもその制度を全く分かってなくて現場ですったもんだして、結局減額してもらうことになりましたけれども、どのくらい年金が差し押さえられているかということ把握していただいて、そういう人権侵害の例がないかどうか、是非点検をしていただきたいという趣旨でございます。取ってはいけないと言っているわけではない。人権侵害にならないように是非その点をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### 元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時59分）